

付 議 第 1 号

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成6年高知県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成6年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改め、同項第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第3項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、押印の廃止等必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県教育委員会聴聞手続規則（抜粋）

高知県教育委員会聴聞手続規則（抜粋）

（聴聞調書及び報告書の記載事項等）

（聴聞調書及び報告書の記載事項等）

第13条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、主宰者が記名しなければならない。

第13条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。

(1)～(9) 略

(1)～(9) 略

(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(10) その他参考となるべき事項

3

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名しなければならない。

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略